

論 文

青少年深夜外出禁止条例の合憲性

—合衆国裁判例を中心として—

福 岡 久美子

現代社会学部・社会システム学科

はじめに

今日、ほとんどの都道府県において、青少年保護条例が制定されている。この条例に関しては、これまで、主として、有害図書規制、すなわち有害図書の指定、その指定図書を青少年に販売・配布・貸し付けること及び自動販売機に収納することの禁止について、表現の自由との関係で議論されてきた⁽¹⁾。最近では、図書だけでなくゲームソフトも規制の対象となっている⁽²⁾。また、インターネットの普及により、有害サイト・ネット販売等が横行し、従来の有害図書規制によって、規制することは困難となってきた。例えば、大阪府は2003年に青少年健全育成条例を改正し、「インターネット利用環境の整備」を追加したが⁽³⁾、日々進歩を続けるインターネットを効果的に規制できるのか、疑問を感じる。

ところで、青少年保護条例の内容は、有害図書規制のみに限定されない。入れ墨禁止、有害興行場入場規制、わいせつ行為禁止等、様々な規定がある。中でも、東京都青少年健全育成条例の改正をめぐって、深夜外出の制限が注目を浴び、議論がなされてきた。条例は、2004年3月31日に改正されたが、それに先立ち、青少年を犯罪に巻き込むことを防止するためとの声明を知事が出すほど、改正に対する反対の声が強かった。だが、全国の青少年保護条例の大半には、すでに、この深夜外出規制、そして、それに違反して青少年を深夜外出させた成人に対して罰則が規定されている⁽⁴⁾。ただ、東京都のように、「眠らない街」のあるような自治体においては、深夜外出規制の巻き起こす波紋が格段に大きいのであろうか。

アメリカにおいても、市を中心とした自治体によって、青少年に深夜外出を禁止した条例が制定されている。しかし、訴訟において、この条例は合衆国憲法で保障された人権を侵害するものであると主張されている。そこで、本稿において、アメリカにおける、青少年深夜外出禁止条例の合憲性の問題を取り上げ⁽⁵⁾、日本法への示唆につなげたい

と思う。

第1章 条例の歴史・内容⁽⁶⁾

深夜外出禁止条例の内容は、時代・状況によってさまざまである。例えば、南北戦争前の南部においては、アフリカ人を路上から閉め出すため、1900年代初期においては浮浪者対策として、60年代から70年代にかけては人種暴動を抑えるために利用された。また、第2次大戦中は国の安全のために、日系アメリカ人に適用された。

青少年に対する深夜外出禁止は、青少年の犯罪抑止に効果があると考えられてきた。初期のものは、20世紀初頭、移民は子どもを適切に監督していないので、国が行う必要があるという理由で制定された。その後、いったん条例の数は減少したが、第2次大戦中、多くの親は出兵して子どもを監督できないという理由で再び増加した。しかし、戦後も青少年の犯罪が減少するどころか増加しているために、この条例が注目を浴びている。連邦法は存在しないが、市などの自治体が条例を定め、特に、1990年代に急増した⁽⁷⁾。

青少年深夜外出禁止条例 (juvenile curfew ordinance) の内容は、一般に、17歳未満 (以下) の青少年に対して、深夜、例えば日曜日から木曜日は午後11時から午前6時まで、金・土曜日は午後12時から午前6時までと、時間を指定して、原則として外出を禁止する。そのうえで、例えば、親や保護者が許可あるいは同伴している場合、合衆国憲法修正1条 (以後、合衆国憲法を省略する) に関する活動の場合、仕事・学校などからの帰宅途中、緊急事態等、一定の例外規定を定める。

条例制定の目的であるが、主として、青少年が犯罪の加害者あるいは被害者になるのを防ぐこと、さらに、親の権力の強化等が挙げられる。条例に反対の者は、次のように主張している。例えば、もし、規制対象が成人であれば、疑いもなく違憲である条例によって、未成年者の権利が広く制限されている。青少年の犯罪は放課後の時間帯に集中しているので、深夜の外出を禁止しても、犯罪減少にそれほど結びつかない。他のより制限的でない手段によって、よ

り効果的に犯罪を減少できるのではないかなどである⁽⁸⁾。

第2章 裁判例

裁判において、条例の違憲性が争われてきた。連邦最高裁判決は存在しないが、連邦下級裁判所判決、州裁判所判決がある。

最も初期の事件は州裁判所によるもので、Ex Parte McCarver⁽⁹⁾である。問題の条例は非常に広範囲で、例外は2つしか規定されていなかった。テキサス州中間上訴裁判所は、条例は子どもの自由を不当に侵害し、親の権限を侵すものであると認めた。

以下に、連邦下級裁判所判決を見ることにする。

(a) Bykofsky v. Borough of Middletown⁽¹⁰⁾ 連邦裁判所における最初の青少年深夜外出禁止条例事件は、Bykofsky v. Borough of Middletownである。12歳の少年とその母親は、①漠然性、②デュー・プロセスに基づく移動の自由、③修正1条に基づく表現の自由及び集会結社の自由、④州間の移動という「基本的権利」(fundamental right)、⑤州内の移動に対する憲法上の権利、⑥憲法に基づく親の養育権、⑦平等権を主張した。

連邦地裁は、次のように、条例は子どもや親の基本的権利を侵害しておらず、子どもの行為は成人の行為よりも制限されるので、条例制定は市の正当な公権力の行使であると認め、原告の主張を退けた。①「ノーマルな夜間の行動」と、条例に一部曖昧な記述があることは認めつつ、その部分のみ切り離すことが可能であると判断して、違憲としなかった⁽¹¹⁾。②実体的デュー・プロセス権については、連邦最高裁判決を引用して、成人と同程度の保障は及ばないとし、合理性の基準(後述⑦)を採用して合憲と判断した⁽¹²⁾。③修正1条に関する「広汎性故に無効」の法理の主張については、条例は、修正1条行為の例外を規定しており、連邦最高裁がCox v. New Hampshire⁽¹³⁾において支持した集会禁止条例よりも緩やかな規制であり、未成年者の修正1条の権利よりも重要な政府利益が示されているとした⁽¹⁴⁾。④州間の移動の権利に関しては、条例は例外事項について規定しているので、問題なしとした⁽¹⁵⁾。⑤③のところでも述べたように、州の利益の方が優先される⁽¹⁶⁾。⑥親の養育権は絶対的なものではなく、未成熟な青少年の保護、青少年の犯罪防止という自治体の利益の方が優先される⁽¹⁷⁾。⑦年齢による平等権侵害の主張に対しては、基本的権利も「疑わしい区分」も問題になっていないため、合理性の基準を採用した⁽¹⁸⁾。

第3巡回区控訴裁判所は特に見解を述べることなく、地裁判決を支持、最高裁でもサーシオレイライが認められなかった。問題は、マーシャル判事が反対意見で述べたように⁽¹⁹⁾、青少年のデュー・プロセス権は大人のそれと同等に保障されないのかという点である。

(b) Bykofsky以降、Qutb以前 その後、Napstek v. City of Norwich⁽²⁰⁾において、第2巡回区控訴裁判所は、「曖昧性故に無効」の法理を適用して、違憲判決を下した。すなわち、条例は外出禁止の終了時間を規定していないため、専断的に予測不可能に強制され、違憲であるとした。

Johnson v. City of Opelousas⁽²¹⁾において、連邦地裁は条例を支持した。しかし、第5巡回区控訴裁判所は、条例は例外として、親または責任ある大人が同伴している場合と緊急の場合の2つしか規定していないため、過度に広汎性故に無効とした。

McCollester v. City of Keene⁽²²⁾において、連邦地裁は、原告が主張した曖昧性については否定したが、広汎性故に違憲無効とした。特に、州間移動、緊急な用件、近所のための行為のといった例外規定がない点を指摘して、正当な利益なく、親や青少年の権利を侵害していると認めた。しかし、第1巡回区控訴裁判所は、裁判の要件である現実の紛争に欠けるとし、裁判権のレベルで地裁判決を覆した。

これらの判決では、広汎性・曖昧性といった点が問題となっている。しかし、Waters v. Barry⁽²³⁾において、連邦地裁は、条例をデュー・プロセスおよび平等保護違反により違憲とした。青少年の移動の自由という基本的権利の重要性を強調し、厳格審査を行った⁽²⁴⁾。青少年に対しては保障を低く考えるBykofsky判決に反対し、条例は、犯罪減少という「やむにやまれぬ利益」(compelling interest)実現のためには広汎すぎるとした⁽²⁵⁾。さらに、修正4条の不合理な搜索および逮捕されない権利についても検討したが、この点については違憲ではないとした⁽²⁶⁾。

(c) Qutb v. Strauss⁽²⁷⁾ 上記Johnson事件で違憲判決を下した第5巡回区控訴裁判所は、Qutb事件においては厳格審査基準を採用したうえで、条例を合憲とした。

当該条例は、17歳未満の青少年に対して、日曜から木曜日までは午後11時より午前6時まで、金曜日と土曜日は午前12時1分より6時まで、外出を禁止しているが、例外を多く定めている。原告は、修正1条に基づく表現・集会の自由の侵害、修正4条に基づく不合理な搜索・逮捕に対する権利侵害、修正14条に基づく平等保護、デュー・プロセス条項違反、曖昧性・広汎性を主張した。地裁は、平等保護違反、集会の自由権侵害を理由に、違憲とした。

控訴裁は、自由に移動する権利は基本的な権利であるという考えの下、厳格審査が妥当であるとし、平等保護、デュー・プロセス権について検討した。目的審査では、少年犯罪防止はやむにやまれぬ利益であると認めた⁽²⁸⁾。手段に関して、原告は、条例が少年犯罪の減少に効果的なのか示していないと主張したが、裁判所は、市は、十分な資料を示しており、たとえ正確さの点で多少問題があっても、目的を達成するために最も制限的でない手段であると認めた。そして、条例の効果よりも例外規定の多さを強調した⁽²⁹⁾。その後、連邦最高裁はサーシオレイライを認めなかったが、青少年深夜外出禁止条例の分析に関する問題解決をはかるために、認めるべきであったと思われる⁽³⁰⁾。

続けて、比較的最近の控訴裁判所判例を少し詳しく見ることにする。見解が一致せず、錯綜していることが伺える。

(d) *Hutchins v. District of Columbia*⁽³¹⁾ 原告である17歳未満の青少年、彼らの親、映画館は、修正5条に基づく手続的デュー・プロセス違反、デュー・プロセス権に基づく移動の自由の侵害、修正1条に基づく表現・集会の自由の侵害、曖昧性かつ過度に広汎性故に違憲、不合理な捜索および逮捕からの自由を保障した修正4条違反、デュー・プロセスに基づく子どもの養教育権侵害を主張した。問題となった条例は、1995年、上記の *Qutb* 事件において問題となった *Dallas* 条例の後に制定され、同様の例外規定を設けている⁽³²⁾。しかし、連邦地裁は、*Qutb* 判決とは異なり、この条例は、青少年の自由に移動するという基本的権利も、子どもに対する親の養教育権も侵害するものであると認めた。厳格審査基準を採用し、特別区がやむにやまれぬ利益を示したことについては認めたものの、その目的を達成するために、狭く規制されていないと判断したのである⁽³³⁾。

コロンビア特別区控訴裁判所は、最初、条例を違憲であるとした。Rogers 判事は、中間審査基準を採用し、この条例は、青少年の傷害致死などを減らすという目的に実質的関連性があるとはいえないとした。これに対して、Silberman 判事は、基本的な権利が関係していないので、緩やかな審査基準を採用することを主張した⁽³⁴⁾。

その後、全員法廷で再審理が認められた⁽³⁵⁾。控訴裁判所は、summary judgment を認めた地裁判決を覆し、条例は合憲であるとした⁽³⁶⁾。11人の判事のうち、4人が緩やかな審査を、6人が中間審査を、1人が厳格な審査を妥当と主張した。Silberman 判事による相対多数意見は、4つの部分から成っている。第1の部分は、単に条例の性質や事件の手続について記述しており、比較的異論はない。第2の部分は、基本的権利の侵害性について記述しており、見解

が分かれた。Silberman 判事は、移動の自由ではなく、大人の監督なしに、夜、外に出る権利が問題となっているのであるとしたうえで、そのような権利は青少年には認められないとした⁽³⁷⁾。すなわち、何ら基本的権利は侵害されていないから、合理性の基準が採用されるとしたのである。さらに、子どもの養教育権に関して、このような権利が親に認められることは肯定したが、それは、親密な家族の決定にのみ適用されるものであり、子どもたちに深夜外出を許可することには適用されないとした⁽³⁸⁾。この第2の部分については、他に3人の判事が賛成したにすぎない。第3の部分において、Silberman 判事は、条例が青少年の基本的権利に関係しているならば、中間審査基準を採用すべきであると結論づけた。そして、目的審査において重要な政府利益については、コロンビア特別区において暴力事件で逮捕された青少年は、全国平均の3倍であり、10歳から15歳で暴力によって死亡した数は4倍にもなっている実情から、簡単に認められるとした⁽³⁹⁾。次に、手段審査においても、青少年の逮捕者が増加しており、その半分以上が条例で禁止された時間帯に起こっていることから、目的との実質的関連性を認めた⁽⁴⁰⁾。さらに、親の基本的権利に関しても、中間審査をパスするとした。すなわち、条例は、外出禁止時間における子どもの行動に関しても、ほとんど全面的な裁量権を親に認めている⁽⁴¹⁾。第4の部分において、「修正1条が曖昧でないのと同様に、条例も曖昧ではない」⁽⁴²⁾と述べた。

Rogers 判事は、問題となっている基本的権利は、深夜、未成年者が1人で外出する権利ではなく、州内を移動する権利であると主張した。そして、この権利は基本的権利であり、条例は未成年者のこの権利を制限しているため、中間審査が妥当であるとした。青少年の90%以上は犯罪を犯していないので、この条例は手段審査をパスできず、違憲であるとした (*Tatel* 判事同調)⁽⁴³⁾。また、*Tatel* 判事は、厳格審査を妥当と考え、条例は親の養教育権を特に制限し、目的との間の関連性が立証されていないとして違憲とした⁽⁴⁴⁾。

このように、合憲判決が出たものの、見解は様々に分かれている。4人の判事は、基本的権利は問題となっていないとして、合理性の基準を支持した。しかも、中間審査基準を採用したとしても合憲であると主張した。そして、6人の判事が中間審査基準を採用して、そのうち、5人が合憲を主張した。最後に、1人の判事が厳格審査基準を採用して違憲、しかも、中間審査基準を採ったとしても、違憲であると主張した。よって、9対2で合憲判決が下された。

(e) *Nunez v. City of San Diego* ⁽⁴⁵⁾ 問題となった San Diego の条例は、夜10時から翌朝未明まで青少年の外出を禁止しており、週末も同様であるという厳しい内容である ⁽⁴⁶⁾。数人の未成年者とその親が公民権法1983条 (42 U.S.C. § 1983) に基づき、この条例はコンサートを聞きに行くなどの合法的な行動や親の養教育権を侵害するものであると主張して、訴訟を提起した。地裁は、厳格審査をパスするものであるとして、summary judgement を認めたと ⁽⁴⁷⁾。

第9巡回区控訴裁判所は、まず、曖昧性の問題について検討した。違法な行為を正当に告知していない点、条例で定められた時間帯に警察に裁量権を与えすぎている点を問題とした。市はこれらの欠点を避けるため、狭義に解釈することを主張したが、認められなかった ⁽⁴⁸⁾。

青少年の移動の自由は基本的権利であると認め、厳格な審査が妥当であるとした ⁽⁴⁹⁾。しかし、市は、青少年犯罪や犠牲を減少させるというやむにやまれぬ利益を有すると認め、さらに、手段と目的の関連性に関しても、違憲無効とはできないとした ⁽⁵⁰⁾。そのうえで、当該条例に関して、例外規定の不存在を問題とした。親の同伴、緊急時、学校活動の帰り、合法的な仕事や商売に従事という例外を規定している。が、修正1条の行為や州間の移動については、規定がない ⁽⁵¹⁾。そのために、青少年の修正1条の権利と親の養教育権を侵害していることになり、条例を違憲無効とした。その後、条例を改正し、Qutb 事件で問題となった条例のように例外を多く定めた ⁽⁵²⁾。

(f) *Schleifer v. City of Charlottesville* ⁽⁵³⁾ 問題となった条例は ⁽⁵⁴⁾、月曜から金曜日までは午前12時1分から5時まで、土曜と日曜日は午前1時から5時までと、Qutb 事件の条例よりも時間が遅く、より制限的でない。しかも、17歳未満の少年にのみ適用される。17歳と18歳の子どもとその親は、条例は、修正1条・修正4条・修正5条・修正14条に基づく権利を侵害したと主張し、宣言的判決と差止命令を求めた。連邦地裁は、中間審査基準を採用し、合憲判決を下した。

第4巡回区控訴裁判所は、学校への強制出席、運転免許、職業制限など、青少年に権利が制限されている例を挙げ、青少年の権利は成人のそれと等しくないため、中間審査基準が妥当であると判断した ⁽⁵⁵⁾。統計上、Charlottesville の少年犯罪増加率が全国比に比例しているため、目的審査はパスする ⁽⁵⁶⁾。手段審査において、条例が目的と実質的関連性を有するというためには、真の問題解決をめざした重要な手段が示されなければならないが、統計上または科学的

な証明までは必要とされないとした。全国では、10歳から16歳の犯罪者は全体の3分の1であるが、当市では95年と96年には80から85%に及んでいた。よって、17歳を含めないことは、適切であると述べた ⁽⁵⁷⁾。このように、多数意見は中間審査基準を採ったが、「Charlottesville のやむにやまれぬ利益を遂行するための最も制限的でない手段」と述べているため ⁽⁵⁸⁾、厳格審査基準を適用していても合憲判決が下されたと思われる。

Michael 判事は、厳格審査を採って違憲とすべきと主張し、多数意見に反対している。なぜなら、年齢は疑わしい区分ではないけれども、基本的権利に関係しているからである ⁽⁵⁹⁾。少数の犯罪を抑制するために、そうでない多くの青少年も同様に扱っているので、広汎すぎる。また、青少年の安全と福祉の促進という第2の目的については、親の子どもに対する養教育権を制限して行うのであるから、「やむにやまれぬ政府利益」が必要である。多数意見は強い利益と述べているが、強い利益はやむにやまれぬ利益ではないと反論する ⁽⁶⁰⁾。親の責任の促進という第3の目的については、親の権威を退けているので、審査を通るものではない。たとえ、これらの審査を通ったとしても、修正1条の例外規定は曖昧性故に無効であると主張する ⁽⁶¹⁾。そして、多数意見は、未成年者の基本的な権利を侵害することによって、子どもを2級の市民に追いやっていると批判した ⁽⁶²⁾。

(g) *Ramos v. Town of Vernon* ⁽⁶³⁾ 問題となった条例は、94年に制定され、18歳未満の青少年に対して、日曜から木曜までは午後11時から午前5時まで、金土は午前12時1分から5時まで外出を禁止している。例外として、親や保護者が同伴の場合、緊急の場合、親や保護者が許可した活動や仕事に従事する場合、合法的な職業などによる場合、親の許可の下、学校やクラブの主催する催しに参加する場合が規定されている。98年、この事件が係争中に改正され、修正1条活動を例外規定に加えた。原告は曖昧性故に違憲、修正1条に基づく言論・集会の自由、及び修正4条に基づく不合理な搜索・逮捕からの自由の侵害、修正14条に基づく平等条項違反を主張して、訴訟を提起し、宣言的救済と暫定的差止を求めたが、地裁では認められなかった ⁽⁶⁴⁾。そこで、原告は控訴した。

第2巡回区控訴裁判所は、まず、審査基準について検討し、中間審査基準を採ることにした ⁽⁶⁵⁾。その理由として、中間審査基準は十分懐疑的であって、憲法上の権利を保護することは可能である。そして同時に、子どもたちの攻撃されやすさ、必要性のために制定された法との調整をはかるための柔軟性を備えていると述べた ⁽⁶⁶⁾。

次に、当該事件において問題となっている条例を検討したが、特に、修正14条に基づく平等保護条項違反に着目した⁽⁶⁷⁾。これは、区別する適切な理由がなければ、同じ状況にいる人は等しく扱われなければならない、ということの意味する。この条例の目的は、深夜の犯罪から青少年を保護すること、深夜の青少年犯罪から社会を保護すること、責任ある子育てを促進することである。このうち、1番目と2番目の目的については、原告も認めている。が、3番目の目的については、親の養教育権との関係で問題がある。親が子どもの行動を制限しないと決め、この決定が子どもを教育・保護する州の介入に不適切でない場合には、子どもは行動の自由に対する権利を有する。政府はこの権利を制限できるが、重要な目的に実質的に関連していなければならないとした⁽⁶⁸⁾。この手段と目的の実質的関連性を検討するために、立法事実、救済と事実との論理的関係、救済の広さという3つの相関概念⁽⁶⁹⁾について考察した。まず、立法事実であるが、裁判所は統計資料の問題性を指摘した。青少年犯罪の逮捕者数の資料はあるが、犯行時間の記載がなく、また、犯罪被害者の年齢の資料もない。条例制定前に行われた街頭における調査も、午後6時から9時のものであることが判明した。どの時間帯が特に危険であるのか、青少年が成人よりも犯罪の被害者になりやすいのか等について、調査によって示されていない。すなわち、被告は条例と目的の実質的関連性について立証していない。よって、平等保護条項違反により条例を違憲とした⁽⁷⁰⁾。この理由で違憲と判断したので、原告の他の主張については検討しなかったが、親の養教育権に対する侵害の可能性についても示唆している⁽⁷¹⁾。

(h) *Hodgins ex. rel. Hodgkins v. Peterson*⁽⁷²⁾ サッカーの練習の後、午後11時過ぎにレストランで食事をして出てきたところ、警官に止められて、飲酒検査やドラッグテストを強要された少年たちとその親たちが、訴訟を提起した事件である。原告である Ms. Hodgkins は、子どもに、条例で規制された時間帯における修正1条活動を許可している。そこで、この条例は、子どもの修正1条の権利及び保護者の養教育権を侵害するものであると主張した。当該条例は、日曜日か木曜日までは午後11時から翌日の午前5時まで、週末は午前1時から5時まで（15歳未満の少年は常に11時から5時）、18歳未満の青少年に外出を制限している⁽⁷³⁾。例外として、親や保護者またはその者たちの依頼を受けた人が同伴する場合、合法的な仕事、学校公認の活動、宗教的催しへの参加または行き帰りの場合と規定している⁽⁷⁴⁾。

地裁は、修正1条に関する例外規定がないので、違憲で

あるとした⁽⁷⁵⁾。その後、被告が控訴し、係争中に、条例が改正され、2001年5月1日から施行された。この改正により、例外規定として、危害から身体や財産を守る緊急な場合、連邦憲法修正1条、及び州憲法31条に基づく表現の自由、集会の権利に含まれる活動、及び、政府や非営利的団体が行う活動に、保護者の監督の下に参加または行き帰りの場合、州間または国際的な移動の場合が加えられた。しかし、原告は、表現の自由に対する萎縮的効果、修正14条に基づく親の養教育権侵害を主張した。地裁で暫定的差止命令が認められなかったので⁽⁷⁶⁾、原告は控訴した。

第7巡回区控訴裁判所は、次のように、中間審査基準を採用して、条例は青少年の表現の自由を侵害すると認めた。象徴的表現規制が問題となった *United States v. O'Brien*⁽⁷⁷⁾ と、表現行為の時・場所・態様の規制に関する判例 *Ward v. Rock Against Racism*⁽⁷⁸⁾ を引用し、表現内容に向けられていない規制の場合には、中間審査が妥当であるとした。条例で制定された時間帯に、政治的集会や宗教的行事など修正1条活動が行われている。これらの広汎な規制にもかかわらず、州は、表現活動ではなく行為を規制していると主張した⁽⁷⁹⁾。

控訴裁判所は、州の重要な利益については認めたが、目的と条例の関連性を問題とした。すなわち、必要以上に制限的であってはいけない⁽⁸⁰⁾。政治集会や宗教行事に参加した帰りに、警官に職務質問され、真偽を調査されるかもしれない。条例は、青少年に対して深夜における修正1条行為を禁止してはいないが、この権利の行使を抑止する効果がある。当該事件において、原告は、アルコール検査やドラッグテストを強要され、友達や家族関係について質問された。これは、深刻なプライバシー権の侵害であり、修正1条活動に萎縮的効果をもたらす⁽⁸¹⁾。よって、条例は、重要な政府利益を促進するため合理的であるとも、他に表現の機会を多く与えているとも言えないと述べ、違憲判決を下した。

第3章 検討

このように、青少年深夜外出禁止条例は、アメリカの多くの自治体で制定され、それを巡って憲法上の権利侵害が主張され、訴訟が起こっている。にもかかわらず、現時点において、連邦最高裁は直接的には見解を示していない。下級審において判決が出ているが、一般に認められている点は、子どもも人権を享有すること⁽⁸²⁾、子どもの行動は大人のそれに比べて、より強く制限されうること⁽⁸³⁾、条例は

やむにやまれぬ州の利益によって制定されていること、条例にどのような例外規定がどの程度定められているかが、しばしば重要なポイントとなることである。しかし、合憲・違憲判決に分かれ、違憲判決の場合でも、広汎性・曖昧性故に違憲とするもの、人権侵害を認め違憲とするものに分かれている。また、どの審査基準を採用するかという点に関しても、見解が一致していない。そこで、まず、審査基準の問題、次に、実体的な権利の問題に関して検討する。

第1節 審査基準

青少年深夜外出禁止条例に関して、緩やかな審査基準、中間審査基準、厳格審査基準の3つのうちどの基準を採用するかについては、見解の相違が見られる⁽⁸⁴⁾。合理性の基準を主張する根拠として、例えば、子どもの権利は価値が高くないとか、州は子どもの行為を規制する高い利益を有するとか、基本的権利が存在しない、すなわち、修正1条の行動や州間の移動といった明らかに「基本的権利」⁽⁸⁵⁾と考えられているものについては、例外規定により規制対象となっておらず⁽⁸⁶⁾、その他の権利は基本的ではないといったことが主張されている⁽⁸⁷⁾。

厳格審査を妥当とする理由として、子どもの権利が成人のそれと同程度ではないということは承知しつつ、条例は子どもの基本的権利を侵害しているからとする見解もある⁽⁸⁸⁾。ただ、厳格審査を採用した場合であっても、「ある状況下では、未成年者は成人とは異なって取り扱われうる」とか⁽⁸⁹⁾、「未成年者を規制することに独自の利益が有する結果、厳格審査基準であっても、成人の場合よりはより制限されうる」と、主張されている⁽⁹⁰⁾。

中間審査を妥当とする理由として、子どもも憲法上の権利を有するため緩やかな審査よりは厳しく、しかし、成人のそれと同程度の保障を受けるものではないため、厳格審査よりは緩やかにということが挙げられる⁽⁹¹⁾。また、連邦最高裁は、内容中立規制に中間審査基準を採用していること⁽⁹²⁾、また、基本的権利を増やすのに消極的であることを指摘し、最高裁の路線と一致する方がいいとも主張されている⁽⁹³⁾。

未成年者と言えども、基本的権利を享有する主体であるが、成長の途上にあるので、特別な配慮も必要である。よって、憲法上の権利に値する厳格な保護を採求でき、かつ、柔軟性をもった中間審査基準が、最も適切であるように思われる⁽⁹⁴⁾。

さらに、同じ審査基準を採用しても、判決の理由付けや

判決が相反する場合がある。特に、中間審査基準を採用した場合、それで結果が予測できるものではない。重要な目的に実質的に関連するか否かは、具体的な事例によって異なってくる。

第2節 違憲審査

(1)目的

州は、青少年が犯罪の加害者あるいは被害者となることを防ぐことによって、青少年や社会を保護するという「やむにやまれぬ利益」を有する。この点については、裁判所はおおむね見解が一致している⁽⁹⁵⁾。とすれば、州の利益は、厳格な審査もパスするほどのものと言え、中間審査基準や合理性の基準を採用した場合には、当然、問題とはならない⁽⁹⁶⁾。よって、どの基準を採用しても、目的審査をクリアすると言えよう。

(2)手段

どの審査基準を採るかによって、目的と手段の関連性の程度が異なる。厳格審査の場合には必要最小限度の規制のみが許され、中間審査では非常に密接な関連性、緩やかな審査では推測ではない合理的な関連性が必要とされる。

青少年深夜外出禁止条例の違憲審査において、手段と目的の関連性を考える際、時間・年齢の要件が重要となる。

(a)時間 まず、条例は、ある時間帯のみ外出禁止と定めているが、その時間を特に規定する必要性がなければならない。

厳格審査を採用した場合、自治体は、条例が定める時間帯に特に青少年が犯罪に関係していること、条例によってそれが改善されることを立証する必要がある。Qutb v Straussにおいて、第5巡回区控訴裁判所は厳格審査を採用したが、統計上、具体的な数値までは示す必要がなく、十分な資料を提出すればよいとした⁽⁹⁷⁾。また、Nunez v. City of San Diegoにおいても、第9巡回区控訴裁判所は厳格審査を採ったが、次のように、統計上の証拠を見逃した。San Diego市が提出した司法省の資料によると、全国では午後3時と6時頃少年犯罪が最も多くなっている。裁判所は一応は認めたが、全国的な統計では十分ではないとしたので、市は少年犯罪と犠牲に関する市の資料をも提出した。それによると、95年、条例が施行されていたにもかかわらず、条例で定める時間帯に少年の被害者が増加したこと、逮捕された少年犯罪のうち、わずか15%しかその時間帯に起こっていないことがわかる。さらに、96年には、少年の被害者は減少したが、その時間帯の少年犯罪逮捕者は倍増していた。にもかかわらず、裁判所は、条例は効果がなく違憲

であると認めることを拒否した⁽⁹⁸⁾。そのため、Qutb でも Nunez でも裁判所によって採られた厳格審査は、「厳格」よりは幾分緩やかであるという批判もなされている⁽⁹⁹⁾。

Hutchins v. District of Columbia において、Rogers 判事は、中間審査基準を採用し、提出された資料は、少年犯罪の時間に関して他の資料と矛盾しており、不十分であるとした⁽¹⁰⁰⁾。しかしながら、再審理後、多数意見は、条例で定める時間帯における少年犯罪および少年の被害者に関する問題を示すことによって、合憲とした。すなわち、逮捕された少年犯罪の50%以上が、その時間帯に起こっており、また、犯罪全般を見ても、深刻な犯罪はこの時間帯に多いということである⁽¹⁰¹⁾。

中間審査基準が採用された Schleifer v. City of Charlottesville において、原告は、法務省の調査によると、少年犯罪は条例で定める時間帯では17%で、平日は午後2時から6時が22%と最も多いと主張した。これに対して、市は、条例が制定されて効果を発揮している市もあるから、おそらく資料の数値は変わっていると反論した。そして Charlottesville においては、条例制定前には、凶悪な少年犯罪が制定された時間帯に多発していたこと、午後11時から午前6時までの少年犯罪は、1995年に38%増加したが、条例が制定された96年には10%の増加だったことなどの資料を示した。控訴裁判所も、これらの資料によって、規制時間における少年犯罪の深刻さ、条例の必要性が示されると認めた。また、条例では、始期について、平日は午前12時1分、週末は午前1時と、比較的遅く規定されているが、裁判所は、時間の短さについては、「憲法は立法者に社会問題全部の解決を要求せず、しかし、まったく解決しないことも許していない。」⁽¹⁰²⁾と述べて、問題としなかった。現実問題の解決に向けた有意義な一歩であると評価し、合憲判決を下した。

上記のように、中間審査基準が採用され、違憲判決が下された Ramos v. Town of Vernon の審理中に、条例制定前に行われた街頭における調査が、条例で制定された時間外である午後6時から9時のものであることが判明した。どの時間帯が特に危険であるのか、調査・統計資料によって示されていない⁽¹⁰³⁾。よって、条例と目的との実質的関連性が証明されていないとして、違憲判決が下された。

(b)年齢 条例で制定された年齢の青少年に対してのみ、特に規制すべき必要性があるのか、年齢の設定が妥当あるか等が問題となる。

Hutchins 事件において、控訴裁判所は、最初、提出された資料には、17歳が含まれているため、17歳と17歳未満で

分ける合理性が示されていないと指摘した。また、条例が青少年の犯罪被害の減少に効果があることを示す資料には、15歳から19歳まで含まれている。さらに、90年から94年の間、青少年犯罪の42%は17歳以上であるので、この年齢を対象外とする条例は、少年犯罪減少という目的にかなっていないとした⁽¹⁰⁴⁾。しかし、再審理では、次のような理由で、条例と目的の関連性の点で、条例を違憲とすることはできないとした。つまり、区は、17歳未満の逮捕者が増加しているという資料を示した。さらに、たとえ17歳がそれ未満の少年よりも犯罪を犯していたとしても、17歳を含めなかった区を批判することはできない。すなわち、より少なく規制していることを理由として、違憲とはできないとした⁽¹⁰⁵⁾。

Schleifer v. City of Charlottesville においても、原告は、全国の資料では青少年犯罪の3分の1は17歳なので、条例が17歳を対象外としたため、条例と目的とは実質的な関連性に欠けると主張した。それに対して、市は、本市における重要な少年犯罪の80から85%は、10歳から16歳であると述べた⁽¹⁰⁶⁾。そのため、裁判所は、違憲無効とはしなかった。

Nunez 事件において、当該条例は18歳未満を対象としていたが、年齢の点は言及されなかった。統計上のギャップはあっても、条例と目的の間にいくらかの関連性を肯定している⁽¹⁰⁷⁾ので、仮に年齢に関して言及したとしても、上述の時間の問題と同様の態度をとったと思われる⁽¹⁰⁸⁾。

上述のように、Qutb と Nunez 事件では、厳格審査が採用されたが、明らかに少し厳格さを減じている。そのため、Schleifer、Hutchins 事件等において採用された中間審査と、厳格さはあまり変わらないと指摘されている⁽¹⁰⁹⁾。

第3節 実体的権利

条例には、例えば、親や保護者が同伴している場合、合法的な仕事の場合などといった例外が規定されている。どのような例外規定が存在するかが、判決に大きく影響することもある⁽¹¹⁰⁾。条例の制定目的として、一般に、少年犯罪を減少させること、青少年が犯罪の被害者になることを減らすこと、親の責任を増強させることが挙げられる。そのため、保護者同伴の場合は除外するという規定は、正当と解釈されている。なぜなら、保護者と一緒の子どもは、単独の場合と比べて、犯罪の加害者にも被害者にもなりにくく、また、親の養育権を配慮していることにもなるからである⁽¹¹¹⁾。学校の活動や仕事、自治体の行事参加、緊急時といった例外規定も、正当と考えられている。さらに、修正1条の行為や移動の自由に関する例外規定も重視される。

これら例外規定については、またそれぞれのところで取り上げることにする。

(1)親の養教育権

青少年深夜外出禁止条例に関して、まず、両親の養教育権と政府による子どもの行為の規制権との衝突が問題となる。政府のこの権限は、パレンス・パトリエ (parens patriae) の権力からきている。この理論は、州に子どもの福祉を保護する義務を課し、この理論の下、州は親子の関係に介入する権限を有する。このような介入は、「やむにやまれぬ利益」があるときにのみ正当化される。裁判所は、例えば、公共の安全、青少年を犯罪の加害者・被害者になることから防ぐといった利益をやむにやまれぬ利益として認める⁽¹¹²⁾。

連邦最高裁が *Meyer v. Nebraska*⁽¹¹³⁾ において、親の養教育権は、修正14条のデュー・プロセス条項に基づいて保障されると認めてから、今日までずっとそのように考えられている⁽¹¹⁴⁾。しかし、また、最高裁はこの権利が絶対的なものとは考えていない。例えば、学校への出席強制、子どもの労働規制、種痘の強制などを州に許しているからである⁽¹¹⁵⁾。

下級裁判所も、親たちが子どもの養教育を指導する基本的な権利を有するということは認めているが、青少年深夜外出禁止条例によって、この権利が侵害されたか否かに関しては、必ずしも一致していない。条例によって親のこの権利が侵害されるとも、少なくとも侵害は最小限に抑えられるべきだとも述べていない裁判例もある⁽¹¹⁶⁾。他方、条例は、親の子どもに対する第1次の権利を不当に侵害するために、違憲だと認める裁判例もある⁽¹¹⁷⁾。しかし、一般に、条例の条文によって判断する裁判例が多い。すなわち、親や保護者同伴の行為、または、親の同意を得た行為は除外するという規定がある場合には、親の養教育権侵害にならず、合憲であるとする⁽¹¹⁸⁾。

(2)子どもの人権

次に、子どもたちが憲法上保障される人権の程度と範囲が、問題として挙げられる。子どもの人権については、成人のそれと同程度には保障されないと考えられている。どの人権がどの程度制限されるかについては、具体的事件において個別に検討されている。

(a)移動の権利

連邦最高裁は、州間の移動については19世紀から認めているが⁽¹¹⁹⁾、州内の移動については、基本的権利か否かはつきり述べたことがない⁽¹²⁰⁾。そのため、下級裁判所において見解が分かれている。州内を移動する権利を認めるものも

あれば⁽¹²¹⁾、認めないものもある⁽¹²²⁾。

青少年深夜外出禁止条例事件においても、移動の自由に関して、見解が分かれている。*Hutchins v. District of Columbia* において、裁判所は、青少年は移動の自由という基本的権利を有しないとされた⁽¹²³⁾。*Schall v. Martin*⁽¹²⁴⁾ を引用し、青少年は成人とは異なり常に監督下にあるので、往來の権利を有しないという連邦最高裁の見解を示した。しかし、いくらか自由な移動の権利を認める判決もある。例えば、*Johnson v. City of Opelousas* では、移動の権利は、合衆国市民として、青少年にも幾分か保障されるべきであるとされた⁽¹²⁵⁾。また、*Nunez v. City of San Diego* において、控訴裁は、地裁が、青少年の制限された自由の利益は基本的権利ではないとしたのは、間違いであると述べた⁽¹²⁶⁾。

さらに、同じ控訴裁判所であっても、事件によって判決の相違(変更?)が見られる。第5巡回区控訴裁判所は、青少年深夜外出禁止条例に関する *Qutb v. Strauss* において、移動の自由は基本的権利であるとして、厳格審査を採用した⁽¹²⁷⁾。しかし、同じ第5巡回区控訴裁は、*Wright v. City of Jackson*⁽¹²⁸⁾ において、州内の移動を基本的権利とは認めなかった。反対に、*Lutz v. City of York*⁽¹²⁹⁾ において州内の移動も基本的権利であると認めた第3巡回区控訴裁判所は、青少年深夜外出禁止条例訴訟である *Bykofsky v. Borough of Middletown* においては、州間の移動のみを例外と考えた地裁判決を、全面的に支持した⁽¹³⁰⁾。

(b)表現の自由

修正1条に関して、まず、条例が言論・宗教・集会・結社の自由を侵害していないかという点が問題となる。これらの権利は憲法に明記されているが、子どもは成人と同程度には保障されないと考えられている。例えば、*Ginsberg v. New York*⁽¹³¹⁾ において、州は未成年者に成人雑誌の販売を禁止しても、修正1条に反しないとされた。また、*Prince v. Massachusetts*⁽¹³²⁾ において、未成年者による街頭での宗教文書配布を禁じた州法が合憲とされた。パターンリズムの考えから、未成年者に対して、自由権、特に自分で判断する必要のある権利を制約することも許されると解されている⁽¹³³⁾。とは言え、無制限に制約が許されるわけではない。条例が修正1条の活動を例外と規定していれば、青少年の表現の自由を侵害することにはならないと考えられている⁽¹³⁴⁾。

条例は曖昧または広汎なために違憲であるという主張もなされる。まず、「曖昧性故に無効」の法理であるが⁽¹³⁵⁾、合理的な知性をもつ人が、条例によってどの行為が禁止されているかわからない、あるいは、条例が恣意的に執行さ

れないよう明白に規定されていないため、表現の自由に萎縮的效果を及ぼすと主張される。次に、「広汎性故に無効」の法理とは、条例が、憲法によって許されている以上に、言論に制約を課していると主張される。一般に、修正1条活動の例外規定がない場合には、この「広汎性故に無効」の法理が使われ⁽¹³⁶⁾、修正1条に関する例外規定がある場合には、その内容によって、「曖昧性故に無効」の法理が使われる傾向が見られる。

修正1条行為の例外規定がない場合に、内容中立的規制として検討したものもある。Nunez v. City of San Diegoにおいて、地裁は、合理的な時・場所・態様の規制⁽¹³⁷⁾のための3つの要件、すなわち、表現内容に中立的であること、重要な政府利益を促進すること、代替的な表現機会が十分残されていることを示した⁽¹³⁸⁾。控訴裁判所によれば、まず、青少年深夜外出禁止条例は、表現内容中立的であるので、第1の要件は満たしている。条例で定められた時間以外に、表現の機会が十分あるので、第3の要件も満たす。しかし、修正1条行為を例外として規定していないので、一般に、合理的とは言えないという理由で、条例は違憲無効となるとした。合理的規制の意味については、Ward v. Rock against Racism⁽¹³⁹⁾を引用した⁽¹⁴⁰⁾。このWard事件において、表現の音量規制が問題となったが、連邦最高裁は次のように、LRAの準則の適用を拒否した。すなわち、合理的な時・場所・態様の規制とは、目的を達成するための最も制限的でない手段である必要はない。利益達成のために必要なものより、実質的に広汎でなければ良いとした。

Hodgins ex. rel. Hodgkins v. Petersonにおいて、第7巡回区控訴裁判所は、職務質問や調査によってプライバシー権が侵害され、修正1条活動に萎縮的效果がもたらされるので、重要な政府利益推進のための合理的な規制であるとも、代替的な表現機会が十分保障されているとも言えない。すなわち、合理的な時・場所・態様の規制の2番目、3番目の要件が満たされていないという理由で、条例を違憲とした⁽¹⁴¹⁾。注目に値する判決である。

第4章 日本の条例

日本では、条例で青少年に深夜外出を禁止（制限）する場合には、青少年保護条例に深夜外出禁止条項が規定されている。この種の条例は、現在、長野県を除く都道府県と、長野市をはじめいくらかの市町村でも制定されている。ここでは、都道府県の条例を概観する。

まず、条例の名前であるが、「青少年健全育成条例」（青

森、福島、石川、新潟、埼玉、千葉、岐阜、三重、大阪、和歌山、鳥根、広島、福岡、佐賀、宮崎）、「青少年の健全な育成に関する条例」（東京、滋賀、京都、岡山）、「青少年の健全育成に関する条例」（奈良）、「青少年愛護条例」（福井、兵庫）、「青少年保護育成条例」（北海道、富山、神奈川、群馬、愛知、岡山、山口、徳島、香川、高知、長崎、熊本、鹿児島、沖縄）、「青少年保護条例」（宮城、山形、愛媛）、「青少年のための環境浄化に関する条例」（岩手）、「青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」（秋田）、「青少年のための環境整備条例」（茨城）、「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」（山梨）、「青少年のための良好な環境整備に関する条例」（静岡）、「青少年環境浄化条例」（大分）である。このように、名前は微妙に異なるが、目的・内容はほぼ同じである。青少年の健全な育成のために、それを阻害する行為を防止し、環境を整えることを目的としており、内容は、深夜外出禁止だけでなく、青少年に有害な図書・玩具、危険物販売規制、テレホンクラブ利用制限などにも及んでいる。

青少年の定義は、終期に関しては、どの条例においても18歳未満と規定されている。婚姻して成年とみなされる者を除くと規定のない条例（秋田、東京、愛知、宮崎、徳島）もあるが、同様に解して良いであろう⁽¹⁴²⁾。18歳という年齢は、児童福祉法をはじめとする社会福祉法、子どもの権利条約等において採られており、広く支持されている。現実問題としても、高校進学率が97%を超えるのに対して、大学進学率は約半数⁽¹⁴³⁾。つまり、高校卒業後働く人も多く、社会人となれば一応一人前とみなされ、自分の責任で行動できるようにもなる。その点でも、18歳は妥当な年齢と言えよう。

また、始期については、規定のない条例と、6歳以上（岩手、宮城、富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、兵庫、愛媛、佐賀、鹿児島）、あるいは小学校就学時（石川、福井、埼玉、千葉、茨城、静岡、岡山、香川、長崎、熊本、大分、沖縄）と規定している条例とがある。実際に幼児がテレホンクラブに入会したり、有害図書を購入することは、まず起こりにくい。あえて始期を設ける必要性はないのではないか。逆に、始期を設けていれば、例えば、青少年に立ち入りが許されていないような興行場に、幼児を立ち入らせても、当該条例の規制対象外となるなど、不合理なことも起こりうる。ちなみに、アメリカの法規を見ても、一般に、始期については規定されていない。

深夜外出禁止条項は、ほとんどの都道府県条例に規定されており、規定されていないのは、新潟・京都・大阪だけ

である⁽¹⁴⁾。規制時間であるが、開始時間については、午後11時からと規定している条例が多く、午後10時からと規定している条例もある（群馬、岐阜、三重、和歌山、高知、沖縄）。あまり早ければ、広汎な規制となる可能性がある。地域の状況によっても影響されるが、午後10時以降を深夜として外出規制するのは、少し早いように思われる。また、終了時間であるが、午前4時までと規定するものが最も多く、午前5時までとするもの（三重、滋賀、山口、熊本）、日の出までとするもの（青森、秋田、新潟、長野市、愛知、鳥取、広島、長崎）もある。罰則規定も存在するので、明確に規定される必要があるにもかかわらず、日の出までという規定は漠然としているのではないか。それに、日の出は、夏至の頃は午前4時頃、冬至の頃は7時頃と、季節によってかなりの開きがあり、また、7時頃まで外出規制というのは長すぎ、広汎な規制であると言えよう。

青少年に対して、規定されている時間帯の外出を原則として禁止、例外として、親・保護者の承諾等、正当な理由のある場合と規定している。アメリカのように具体的に明確に規定せずに、「正当な理由のある場合」と包括的に規定している点が特徴的である。表現活動・移動の自由など、重要な子どもの人権について、明確に例外として規定しないのは問題と思われる。また、このように包括的に規定することによって、捜査機関に裁量権を広く与えることになり、濫用されるおそれもある。曖昧な広汎な規制と批判されても仕方があるまい。

さらに、一般に「保護者は、特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない」、「何人も、保護者の委託を受け、または同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年を連れだし、同伴し、又はとどめてはならない。」（岩手県）（傍点は筆者による）と規定されている。つまり、規制されるのは、青少年ではなくて保護者もしくは成人であり、青少年を外出させないようにと規定しているのである。アメリカにおいて青少年に対して外出禁止と規定されているのとは、大きな違いが感じられる。日本でも、青少年を1人の独立した人間、人権主体として扱うとしても、成人との程度の違いがあまりにも強く感じられると言え、言い過ぎであろうか。

おわりに

本稿でみてきたように、青少年に対して深夜外出を規制すれば、青少年の表現の自由、移動の自由、保護者の養教

育権といった重要な権利との衝突が問題となる。青少年は成長発達の途上にいるので、特別な配慮が必要な場合もあり、ある程度、柔軟な対応も必要である。ただ、青少年といえども、勿論、人権享有主体として、人権の侵害に対しては厳しく対処されなければならない。そこで、裁判で違憲性が問題になったときには、中間審査が妥当であると考ええる。

確かに、最近、青少年が犯罪の加害者・被害者になる事件が数多く起こっている。街には青少年に有害なものや情報があふれており、夜は特にひどい。深夜、少年少女が街を徘徊することは、健全な育成を阻害するであろう。青少年が犯罪に関わる件数を減少させ、青少年の健全な育成を妨げるものをおさえることが、青少年にとっても社会にとっても重要であり必要であることを、否定する人はいないであろう。よって、規制すべき重要な利益は認められる。ただ、一律、強制的に、深夜の外出を制限することによって、この目的が達成できるのか、目的との間に実質的な関連性が肯定できるのだろうか。この点に関しては、規制する側が資料を提示して立証する必要がある。

日本の条例については簡単に見ただけであったが、それでも、文言が漠然としているもの、規制が広汎であるもの、例外規定が包括的に規定されていることなど、問題とされるべき点が多いことがわかった。罰則規定まで制定されているのであるから、明確に規定される必要がある。でなければ、行政の権力が濫用されるか、または、逆に、この条例がほとんど実効性を有しないということになるのではないだろうか。

注

- (1) 例えば、岐阜県青少年保護育成条例事件（最判平成元年9月19日）。
- (2) 最判平成11年12月14日。君塚正臣「暴力的なテレビゲーム規制条例を違憲とする連邦控訴裁判決」ジュリスト1253号（2003）参照。
- (3) 第3章 インターネット利用環境の整備
（インターネット上の情報に係る努力義務）
第23条 インターネットを利用することができる端末装置（以下「端末装置」という。）を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択すること

をいう。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の視聴を防止するよう努めなければならない。

(平成15年3月25日 条例第18号・追加)

(4) (深夜外出の制限)

第15条の4 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜(午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

5 第15条の4第2項の規定に違反して、深夜に16歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

第28条 …第15条の4第2項又は第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、…第26条第1号、第2号若しくは第4号から第6号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(5) この問題に関する記述として、米沢広一『子ども・家族・憲法』(有斐閣、平成4年)65-68頁参照。

(6) See, e.g., Patryk J.Chudy, Doctrinal Reconstruction: Reconciling Conflicting Standards in Adjudicating Juvenile Curfew Challenges, 85 CORN. L. REV. 518, 523 (2000).

(7) 1997年の調査によると、人口10万人以上の市の80%が過去40年以内に制定している。1990年以降、これらの市の9割以上の市において、新たに条例

を制定あるいは改正している。さらに、人口3万人以上の市の4分の3が夜間外出禁止令を有している。Brian Privor, *Dusl 'Til Dawn: Children' Rights and the Effectiveness of Juvenile Curfew Ordinances*, 79 B.U.L.REV.415, 419-20 (1999).

(8) Cheri L. Lichtensteiger Baden, *When the Open Road is Closed to Juveniles, The Constitutionality of Juvenile Curfew Laws and the Inconsistencies among the Courts*, 37 VAL.U.L.REV. 831 (2003)

(9) 46 S.W.936 (Tex.Crim.App.1898)

(10) 401 F.Supp.1242 (M.D.Pa 1975), *aff'd*, 535 F.2d 1245 (3d Cir.1976) (unpublished table decision), *cert. denied*, 429 U.S.964 (1976).

(11) 401 F.Supp., at 1250-52.

(12) *Id.* at 1253-56.

(13) 312 U.S. 569 (1941)

(14) *Id.* at 1258-60.

(15) *Id.* at 1261.

(16) *Id.* at 1262.

(17) *Id.* at 1264.

(18) *Id.* at 1266.

(19) 429 U.S. 964, 965 (1976).

(20) 545 F.2d 815, 818 (2d Cir. 1976)

(21) 488 F.Supp.433 (W.D.La1980), *rev'd*, 658 F.2d 1065 (5th Cir. Unit A Oct.1981)

(22) 514 F.Supp.1046 (D.N.H.1981), *rev'd*, 668 F.2d 617 (1st Cir. 1982)

(23) 711 F.Supp.1125 (D.D.C.1989).

(24) *Id.* at 1135.

(25) *Id.* at 1136-39.

(26) *Id.* at 1137-38.

(27) 11 F.3d 488 (5th Cir.1993)

(28) *Id.* at 492.

(29) *Id.* at 493-94.

(30) See, e.g., Scott A Kizer, Note, *Juvenile Curfew Laws: Is There a Standard?*, 45 DRAKE L. REV. 749 (1997).

(31) 942 F.Supp. 665 (D.D.C.1996), 144 F.3d 798 (D.C.Cir.1998), *rev'd en banc*, 188 F.3d 531 (D.C.Cir.1999) (en banc).

(32) 144 F.3d 798, 799.

(33) 942 F.Supp. 665, 674-80.

(34) 144 F.3d 798, 814.

(35) 156 F.3d 1267 (D C Cir.1998) (per curiam)

- (36) 188 F.3d 531, 534 (D.C.Cir.1999) (en banc).
- (37) *Id.* at 538.
- (38) *Id.* at 540-41.
- (39) *Id.* at 541-42.
- (40) *Id.* at 542-44.
- (41) *Id.* at 545.
- (42) *Id.* at 546.
- (43) *Id.* at 552-53.
- (44) *Id.* at 570-75.
- (45) 114 F.3d 935 (9th Cir.1997)
- (46) SAN DIEGO, CAL., MUN. CODE art. 8 § 58.01 (1947) (repealed 1997).
- (47) 963 F.Supp.912, 923-24 (S.D.Cal.1995).
- (48) 114 F.3d 935, 943-44.
- (49) *Id.* at 944-45.
- (50) *Id.* at 947-48.
- (51) *Id.* at 948-49.
- (52) SAN DIEGO, CAL., MUN. CODE art. 8 § 58.0102 (1997).
- (53) 992 F.Supp.823 (W.D.Va.1997), *aff'd*, 159 F.3d 843 (4th Cir.1998), *cert. denied*, 199 S.Ct. 1252 (1999).
- (54) CHARLOTTESVILLE, VA., CODE § 17-7 (1996).
- (55) 159 F.3d 843,847.
- (56) *Id.* at 848-49.
- (57) *Id.* at 849-50.
- (58) *Id.* at 852.
- (59) *Id.* at 858-60.
- (60) *Id.* at 867-68.
- (61) *Id.* at 868.
- (62) *Id.* at 858.
- (63) *Ramos v. Town of Vernon*, 353 F.3d 171 (2nd Cir. 2003).
- (64) *Ramos ex rel. Ramos v. Town of Vernon*, 48 F.Supp.2d 176 (D.Conn.1999).
- (65) 353 F.3d 171, 176-81.
- (66) *Id.* at 181.
- (67) *Id.* at 174.
- (68) *Id.* at 182-83.
- (69) *Hutchins v. District of Columbia*, 188 F.3d 531, 542.
- (70) 353 F.3d 171, 185-87.
- (71) *Id.* at 187.
- (72) 355 F.3d 1048 (7th Cir.2004)
- (73) Ind. Code 31-37-3.
- (74) Ind. Code 31-37-3-1
- (75) *Hodgkins v. Goldsmith*, No.IP99-1258-C-T/G, 2000 WL 892964, at 18 (S.D. Ind. July 3, 2000) (“Hodgkins I”).
- (76) 175 F.Supp.2d 1132 (S.D.Ind.2001) (“Hodgkins II”).
- (77) 391 U.S. 367 (1968). ベトナム戦争に反対して徴兵登録証明書を焼却して起訴された事件。政府の規制権限内であること、重要な利益を促進すること、言論抑圧と無関係であること、利益達成に不可欠な最小限度であることと言う要件が示された。
- (78) 491 U.S. 781 (1989). セントラルパークでの野外コンサートの大音量が付近の住民に及ぼす迷惑に配慮して、当局の音響装置を使用し、その職員が機会担当することを認めた。最高裁はこの措置を支持した。松井前掲書注 内容が中立であること、重要な政府利益の促進のため狭く規制されていること、他に表現の機会がたくさんあること。
- (79) 355 F.3d , at 1057-59.
- (80) *Id.* at 1060.
- (81) *Id.* at 1063.
- (82) 連邦最高裁も *Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.*, 393 U.S. 503, 511 (1969) において認めている。
- (83) *See, e.g. Bethel. Sch. Dist. No.403 v. Fraser*, 478 U.S. 675, 682 (1986).
- (84) 連邦地裁及び控訴裁判事のうち、10人が厳格な審査基準、10人が中間審査基準、6人が緩やかな審査基準を採用している。Note, Chudy, *supra* note 6 , at 554.
- (85) 「最高裁が、一定の実体的権利を基本的権利であるとして、それに関する差別に厳格審査を要求し始めたのである。」松井茂記『アメリカ憲法入門(第5版)』(有斐閣、2004年) 305頁。
- (86) *See, e.g., Bykofsky v. Borough of Middletown*, 401 F.Supp.1242, 1257-58 (M.D.Penn.1975).
- (87) *See, Hutchins v. District of Columbia*, 188 F.3d at 538 (Silberman, J.) (Plurality opinion); *Johnson v. City of Opelousas*, 488 F.Supp. 433, 440 (W.D.La1980); *Bykofsky v. Borough of Middletown*, 401 F.Supp.1242, 1265 (M.D.Pa1975).
- (88) *See, e.g., Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 946 (9th Cir.1997); *Qutb v Strauss*, 11 F.3d 488, 492 (5th Cir.1993).
- (89) *Qutb v. Strauss*, 11 F.3d 488, 492 (5th Cir.1993).

- (90) *Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 946 (9th Cir.1997).
- (91) *See, e.g., Hutchins v. District of Columbia*, 188 F.3d 531,534 (D.C.Cir.1999) (en banc); *Schleifer v. City of Charlottesville*, 159 F.3d 843, 847 (4th Cir.1998).
- (92) *Hodgins ex. Rel. Hodgkins v. Peterson*, 355 F.3d 1048, 1057 (7th Cir.2004).
- (93) Note, Chudy, *supra* note 6, at 571.
- (94) *Ramos v. Town of Vernon*, 353 F.3d 171,181 (2nd Cir. 2003).
- (95) *Schall v. Martin*, 467 U.S. 253, 264 (1984) 「社会を犯罪から保護するという州のやむにやまれぬ利益」
- (96) *See, Schleifer v. City of Charlottesville*, 159 F.3d 843, 849 (4th Cir.1998).
- (97) 11 F.3d 488, 493 (5th Cir.1993)
- (98) 114 F.3d 935, 946-48 (9th Cir. 1997)
- (99) Note, Chudy, *supra* note 6, at 560.
- (100) 144 F.3d 798, 815 (D.C.Cir.1998).
- (101) 188 F.3d 531, 543-44.
- (102) 159 F.3d 843, 851 (4th Cir.1998) (*citing Plyler v. Doe*, 457 U.S.202, 216 (1982)).
- (103) 353 F.3d 171, 185 (2nd Cir. 2003)
- (104) *Hutchins v. District of Columbia*, 144 F.3d 798, 814 (D.C.Cir.1998).
- (105) 188 F.3d 531, 543 (D.C.Cir.1999) (en banc).
- (106) 159 F.3d 843, 849-50 (4th Cir.1998), *cert. denied*, 119 S.Ct.1252 (1999).
- (107) *Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 948 (9th Cir.1997)
- (108) Note, Chudy, *supra* note 6, at 564.
- (109) *Ibid.* *Ramos v. Town of Vernon*, 353 F.3d 171 (2nd Cir. 2003); *Hodgins ex. Rel.Hodgkins v. Peterson*, 355 F.3d 1048 (7th Cir.2004)
- (110) *Nunez v. City of San Diego*. 本稿第 2 章参照。
- (111) *See, Schleifer v. City of Charlottesville*, 159 F.3d 843, 853 (4th Cir.1998), *cert. denied*, 119 S.Ct.1252 (1999).
- (112) *See, e.g. Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 947 (9th Cir.1997); *Qutb v Strauss*, 11 F.3d 488, 492 (5th Cir.1993).
- (113) 262 U.S. 390 (1923)
- (114) *See, e.g., Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205, 231 (1972).
- (115) *Prince v. Massachusetts*, 321 U.S. 158, 166-67 (1944).
- (116) *Hutchins v. District of Columbia*, 188 F.3d 531, 540-41 (子どもを養教育する親の基本的権利は、条例によって侵害されていない) ; *Schleifer v. City of Charlottesville*, 159 F.3d 843, 852 (親は無制限の養教育権を有するものではない) ; *Qutb v. Strauss*, 11 F.3d 488, 496 (条例は親の権利を許されないほど侵害してはいない) ; *Ramos v. Town of Vernon*, 48 F.Supp.2d 176, 188 (D.Conn.1999) (基本的権利のいかなる侵害も存在しない).
- (117) *Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 952 (親の養教育権に対して違憲な侵害である); *McCollester v. City of keene*, 586 F.Supp. 1381, 1386 (D.N.H.1984) (条例は、親の権利を侵害するがために、無効である).
- (118) *See, e.g., Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 951-52 (9th Cir.1997) (条例は支持される法ではなく、州による不当な介入である) ; *McCollester v. City of keene*, 586 F.Supp. 1381, 1386 (D.N.H.1984) (条例は、家族や子どもの養育に対する親のプライバシー権や自由に対する許されない介入である)
- (119) *See Shapiro v. Thompson*, 394 U.S. 618, 629-31 (1969). 福祉を受給するためには、その土地に1年以上居住しなければいけないという法律を無効とした。
- (120) Nicole I. Hyland, Note, *On the Road Again: How Much Mileage Is Left on the Privileges or Immunities Clause and How Far Will It Travel?*, 70 *FORDHAM L.REV.*187, 229 (2001). Baden, *supra* note 8, at 858 n.142. 「連邦最高裁は、この問題について述べるのさえ明白に避けた。」 *citing Memorial Hospital v. Maricopa County*, 415 U.S.250, 255-56 (1974).
- (121) *Id.*, at 232-36 (*citing Lutz v. New York*, 899 F.2d 255, 261 (3d Cir.1990); *King v. New Rochelle Mun. Hous. Auth.*, 442 F.2d 646 (2d Cir.1971); *Cole v. Hous. Auth.*, 434 F.2d 807 (1st Cir.1970)).
- (122) *Id.*, at 232 (*citing Wardwell v. Bd. of educ.*, 529 F.2d 625 (6th Cir.976); *Wright v. City fo jackson*, 506 F.2d 900, 901-01 (5th Cir.1975); *Athern v. Murphy*, 457 F.2d 363 (7th Cir.1972); *Eldridge v. Bouchard*,

- 645 F.Supp.749 (W.D.Va.1986)). *See, also, e.g., Andre v. Board of Trustees of Village of Millwood*, 561 F.2d 48 (7th Cir.1977).
- (123) *Hutchins v. District of Columbia*, 188 F.3d 531, 538 (D.C.Cir.1999) (en banc).
- (124) 467 U.S. 253, 265 (1984).
- (125) *Johnson v. City of Opelousas*, 658 F.2d 1065, 1072 (5th Cir. Unit A Oct.1981).
- (126) *Nunez v. City of San Diego*, 114 F.3d 935, 946 (9th Cir.1997).
- (127) *Quth v Strauss*, 11 F.3d 488, 492 (5th Cir.1993).
- (128) 506 F.2d 900, 902-03 (5th Cir. 1975).
- (129) 899 F.2d 255, 258-62 (3d Cir.1990).
- (130) *Bykofsky v. Borough of Middletown*, 535 F.2d 1245 (3d Cir.1976).
- (131) 390 U.S.629 (1968),
- (132) 321 U.S. 158 (1994)
- (133) 拙稿「児童虐待に関する憲法学的試論」阪大法学第53巻第3・4号(2003)433-34頁参照。
- (134) *See, e.g., Jill A.Kichtenbaum, Juvenile Curfews Protection or Regulation*, 14 N.Y.L. SCH. J. HUM. RTS. 677, 691 (1998).
- (135) *Hutchins v. District of Columbia*, 144 F.3d 798 (D.C.Cir.1998), *rev'd en banc*, 188 F.3d 531, 546 (D.C.Cir.1999).
- (136) *Johnson v. City of Opeliasas*, 658 F.2d 1065, 1072 (5th Cir. Unit A Oct.1981).
- (137) *Clark v. Communityfor Creative Non-Violence*, 468 U.S. 288 (1984). 住む家のない人々の窮状を訴えるため、ホワイト・ハウス前の公園でテントを張り、そこで寝泊まりして抗議活動をしようとしたところ、国民公園局はそこで寝泊まりすることを認めなかった。最高裁は、このような行為を修正1条の表現と仮定しながら、本件の不許可は、合理的な時・場所・態様の規制として、あるいは象徴的表現の規制として許されると判断した。松井・前掲著注(34)198頁参照。
- (138) *Nunez v. City of San Diego*, 963 F. Supp. 912, 920 (S.D.Cal.1995).
- (139) 491 U.S. 781 (1989).
- (140) *Id.*, 114 F.3d 935, 951-52 (9th Cir.1997).
- (141) *Hodgins ex. Rel. Hodgkins v. Peterson*, 355 F.3d 1048, 1063-64 (7th Cir. 2004).
- (142) 参考：民法753条(婚姻による成年化)
- (143) 文部科学省「平成16年学校基本調査」によれば、平成16年の高校進学率は97.5%、大学進学率は45.3%。
- (144) 新潟・京都には、深夜、興行場への立ち入り禁止規定有り。